

ちょっと待って!

生きものが使われている製品の売買にご注意を!

— 希少な生きもの^{※1}と伝統文化を守るために —

日本の伝統文化や芸能等（茶道・弓道ほか）の道具には希少な生きもの^{※1}の一部が使われていることがあり、それらは法律^{※2}で譲渡し等や広告が規制されています。近年この規制を知らずにオークションサイトやフリマアプリ等で売買や広告をして告発される事例が相次いでいます。ご家族の遺品整理等で出品する場合など、ご注意ください。

譲渡や売買、貸し借り、ネットへの販売情報の掲載などの前に、今一度ご確認ください



イヌワシの矢羽根



コウノトリの羽箆

■ 羽を用いた製品について—— 鳥の種類によって規制の有無が異なります。

✕ 譲渡し等
できない羽

例 イヌワシ（犬鷲）（*Aquila chrysaetos japonica*）、オオワシ（大鷲）、オジロワシ（尾白鷲）（*Haliaeetus albicilla albicilla*）、クマタカ（角鷹／熊鷹）（*Nisaetus nipalensis orientalis*）、コウノトリ（鴻鶴）、トキ（朱鷲）

○ 譲渡し等
できる羽

例 シマフクロウ（縞梟）・ワシミミズクなどふくろう科、野雁・雁などのがん科やかも科、アオサギなどさぎ科

そのほか規制対象についての情報はこちら

「羽毛製品」が規制対象となっている希少野生動植物種でできた製品（道具）が対象です。

譲渡し等の
規制及び手続き



- 持ち主が道具を所持しつづけること、使用することは問題ありません。
- お持ちの道具が譲渡し等の規制の対象となっているか、出品前にご確認いただきますようお願いいたします。

※1：種の保存法に基づき規制される希少野生動植物種

※2：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

種の保存法での取り扱い規制

譲渡し等の禁止(法第12条)



売る・買う



あげる・もらう



貸す・借りる

販売目的の陳列、広告禁止(法第17条)



陳列・広告



※インターネット上の広告も対象です。

希少な生きものを使った道具について

規制がかかる前から持っていた道具も規制対象となりますのでご確認ください。

▼ できることの例

- 持ち主が所持すること、使用すること。
- お茶会や大会等にて、持ち主がいる場で参加者の方々が使用すること。
- お茶会や大会等にて、持ち主がいる場で展示すること。
(× 販売や譲渡し目的はNG)
- 相続すること。
- 職人の方に加工や修理のためにあずけること。
- 大学や博物館への寄贈や貸出し。(大学や博物館からの届出が必要です)

▼ できないことの例

- 他の方に譲ることや持ち主のいない場で管理を任せること。
 - 例 持ち主のいないお茶会や大会で使用するために貸し借りすること。
- 販売目的で広告や展示、販売すること。
 - 例 広告には、ネットオークションへの出品、ネット販売サイトへの掲載、SNSでの販売情報の投稿も含まれます。
- 生前に相続(譲渡)すること。



規制されている広告の例

お取り扱いのわからない道具等がございましたら

まずは **お気軽にご相談ください**

■ 環境省野生生物課条約法令係 (土日祝日を除く平日 9:30~18:15)

TEL **03-3581-3351**

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/>

